

議案第42号

天理市議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正について
天理市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年9月3日提出

天理市長 並 河 健

天理市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
天理市議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年12月天理市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- （1） 総合計画の基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。
- （2） 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更（軽微なものを除く。）又は廃止を求める旨の通告に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。